

(仮称)子どもの権利条例前文に対する子ども委員会議（H24.9.29）の意見と対応**全体に関して**

- ・大人・子どものどちらにも伝わりやすい内容でよい。
- ・第1～3段落の内容はいいが、くどい感じ。
- ・大人の人たちが子どもを大切に育んでいこうという暖かい思いが全体から感じる。最初に青森市の豊かな緑にふれていることもあってか、青森市の子ども達の生きる力強さも見てとれる。訂正をいれたとしても、その温かさが失なわれないようにしてほしい。
- ・文章が長く意味が捉えづらい。もう少し省略して欲しい。（第4～5段落は省略してもいい）
- ・文章が長い(2人から同意見あり)
- ・全体的に漢字が多い。
- ・ひらがなが続くところが読みにくい。
- ・多くの情報をまとめたせいか、ちぐはぐな感じ。(多くの段落が「～は」で始まるせいか、各段落間のつながりが薄く感じるのですが?)
- ・とてもいいと思う。
- ・子どもの意見がちょうど良い量である。
- ・初めより言葉がわかりやすくなっている。
- ・「盛り込む内容」にそって前文案が作られていていいと思う。
- ・「子どもは、大人とともに、社会を構成するパートナーである」というのも、そのまま前文にいれるのもありだと思う。
- ・子どもの権利条例を制定した理由が明確でいいと思う。
- ・条約と条例の説明の違いが良くわからない(第4～5段落に関連して?)
- ・最初の段落と最後の段落はそのままでもよいと思う。
- ・はじめに青森は青い森でいのちのゆりかごであると書いてあるのは、これから文を読んでいくことに対して、いのちの大切さを書いている、つまり、最初にいのちについて考え、後に子どものことを考えていくことができ、よいと思います。
- ・子どもと大人に呼びかけるものなら、子どもも読まなければならないため、この文は「子どもの最善の利益」など難しい言葉を使いすぎ。

第1段落に関して

- ・「育まれる」にふりがなをふる。
- ・「生きとし生けるもの」は他の言葉に書き換えることはできないか。
- ・「いのち」「命」に
- ・「ゆりかご」という表現が、いのちを育てている表現としてイメージしやすい。

第2段落に関して

- ・「青森市が生きる力みなぎる子どもの大きなゆりかごであって欲しいと願うものです。」が読みづらい。『生きる力みなぎる子ども』とするなど。(修飾語の関係がわかりにくい) **(修正)**
- ・1段落から2段落へのつなぎ方について
「私たちは、(豊かな青い森に抱かれた)青森市が生きる力みなぎる子どもの大きなゆりかごであって欲しいと願うものです。」としたほうが意味がわかりやすく伝わる。
「私たちは」の後に、「そんな森のように」と入れたほうがいい。
- ・「願うものです。」文脈が変 「願っています。」 **(修正)**
「願うものです。」柔らかい表現に 「願っています。」 **(修正)**
- ・この段落は、子どもにとってもやさしい表現だと思った。
- ・「あって欲しいと願うものです。」は「すべき」などともっと強調すべき。

第3段落に関して

- ・「そのためには、子どもが大人と育ち合い、学び合うことが」とあるが、どうしてそうなったのかわかりにくい。子どもたちの生きる力をつける方法をもう少し明確にしたほうがよい。例えば、「そのためには、子どもが大人と育ち合い、学び合うことが保障されなければなりません。学び合うことでお互いを高めあうことができ、新たな未来が広がるでしょう。」など(下線部追加) **(修正)**
- ・全体的に内容は良いと思うが、文章が読みやすいとは言えず、一読では内容をおさえることができない人もいないのではないかと。(例えば、3段落「子どもが大人と育ち合い、学び合うことが保障されなければなりません。」)
- ・「さらに」は無くても文がつながる。 **(修正)**
- ・「なりません」が2回続いているので、後半を「できるようにすることが必要です。」 **(修正)**
- ・「青森市の文化や伝統」にどんなものがあるのか具体的に書けばいい。
- ・「他者」は大人の意味? 第7段落「他者」は大人と子どもの両方の意味?
「他者」とは誰なのか? 親とか先生とか
- ・「そのためには、子どもが大人と育ち合い、学び合うことが保障されなければなりません。」 「子どもが大人と」という表現では大人を通さないと、育ち・学ぶことができないという意味になってしまうのでは。大人も子どもも関係なく一緒に育ち学ぶことが大切。 **(修正)**
- ・「切り開いて」 「切り拓いて」

第4段落に関して

- ・「子どもだからこそ認められるべき権利」は大人からみたイメージの表現ばい。

第5段落に関して

- ・「基づく」にふりがなをふる。
- ・「基本理念」は易しい言葉に言い換える。(3人から同意権あり)
- ・「「子どもの最善の利益」(同条約第3条)の保障を子どもに関する計画の基本理念に位置づけ策定、実施してきました。」の部分がよくわからない。**(修正)**
- ・最善の利益の意味を盛り込んでいて、良いと思った。
- ・子どもの最善の利益とはどの具体的にどのような状態のことをいうのか
- ・段落全体が理解しづらい部分や難しいところがあるので改善して欲しい。
- ・「策定」が難しい。**(修正)**

第6段落に関して

- ・第6段落と第7段落のつながりが唐突なので一文を入れたほうがいい。
- ・子ども委員会の子ども宣言文を入れたところは、具体的に子どもの願いが伝わってとてもいいと思った。
- ・「青森市子ども委員会の子どもたち」「青森市子ども委員会の子ども」
- ・「子どもの権利について学ぶ中で」「子どもの権利について」

第7段落に関して

- ・「他者」は大人と子どもの両方の意味?第3段落「他者」は大人の意味?
- ・「青い森のまちづくりを実現するために」といのは理解できるものの、子どもの権利の保障から少し離れている気がする。**(修正)**
- ・この段落だけを見ると子どものためだけの条例に見える。この条例は大人と子どもが協力して達成しなければならない条例である考えるので、そのような内容を踏まえた文もあってよいのではないだろうか。